## 研究提案募集(RFP) 質疑応答

GPK-2021005\_0B 2021/8/24 B改訂(<mark>赤字</mark>箇所)

1	. 応募資格・応募条件・応募方法について	
	質問	回答
1	一個人としてどの様に参加・協力できますでしょうか?	提案は個人でも可能ですが、提案が採択された場合は法人間での共同研究契約を締結しなければならない点にご留意ください。契約締結までに法人化されること又は法人と連携することを前提にご提案くださいますようお願い致します。
2	め、応募書類の締め切り日(8/24)に提出が間に合わない	研究提案書のご提出に際して秘密保持契約締結をご希望される場合は、エントリーフォームに記載の提出先リンクから、応募書類とともに秘密保持契約書をご提出いただきます。もし間に合わない場合は、秘密保持契約書のみを後日お送りいただいてもかまいません。その際は、お問合せフォームより事前のご相談をいただけます様宜しくお願い致します。
3	費年度内訳表「提案者自己投資想定額」に付されている※5	様式1「研究提案書」の記載に誤りがございましたことをお詫び致します。4/7頁に※5の注釈を追記するよう改訂致しました。【様式1_研究提案書(A改訂)2021年8月4日改訂】 「提案者自己投資想定額」の算出につきましては、募集要項の資料6に換算する費目の例を挙げておりますのでご参考ください。
4	様式1「研究提案書」(6)研究計画・体制 ⑤研究費額 の研究費年度内訳表「JAXA提供額」の算出にあたり留意すべき事項があれば教えてください。	「JAXA提供額」については募集要項2-8項をご参照ください。なお、ご記載にあたり、資料1に提示する募集区分の期間・研究費の上限にご留意くださいますようお願い致します。  B改訂
5	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	共同提案者の方が募集要項 3.1項「応募資格」を満たす場合、問題はございませんが、ご提案が採択され共同研究が開始した場合は、米国在住の共同提案者様との技術情報の交換にあたってはEARなど米国の輸出管理関連法規への対応が必要となってくるかと存じます。  B 改訂
6	秘密保持契約書の内容について弊社法務関連部署からコメントがあった場合、雛型の修正は可能でしょうか。	弊機構と協議の上、雛型を修正することは可能です。弊機構法務との調整円滑化のため、雛型からの変更点を明示頂きますようお願い致します。  B改訂
7		このたびご希望に応じ応募書類と共にご提出いただく秘密保持契約書は研究提案書の内容・取扱いに対するものです。ご提案が採択され秘密保持契約の締結をご希望される場合は、採択時にご相談くださいますようお願い致します。その際には若干文言が変わりますので、条文含めてご相談させていただければ幸いです。  B 改訂

1	.応募資格・応募条件・応募方法について	
	質問	回答
8	エントリーフォームに記載の提出先リンクからファイルを提出しようとしましたが、Dropboxのファイルリクエスト画面に移動できません。お手数ですが、提出に向けた解決法をご教示頂けませんでしょうか。	Safari: support.apple.com/kb/PH19216
		②.貴社のセキュリティ上、Dropboxが使用できない。 →お手数ですが事務局のメールアドレス宛に応募書類をご提出ください。 <mailto:ri.jimukyoku@jaxa.jp> ※ファイル容量が大きい場合は、複数のメールに分割して送信頂いて構いません。 B改訂</mailto:ri.jimukyoku@jaxa.jp>

;	?. 研究計画・研究体制について	
	質問	回答
	文科省/JAXAの開発予算は2030年まで、2040年まで、それ ぞれどれくらいを想定していますでしょうか?	必要な予算については、鋭意獲得に向け進めてまいりたいと考えます。
	が、有人開発とする場合、法律の改定も並行して実施するの	5月に設立された一般社団法人の宇宙旅客輸送推進協議会にて法整備についても議論を進めたいという意見も出ております。いずれにしても有人輸送に関しましては、法整備は非常に重要だと考えております。
	地上技術の宇宙への適用可否は貴機構がシステムレベルで検 引 討するとのことですが、システム/サブシステムへの適用に ついて具体的な例を挙げていただくことは可能でしょうか。	現段階では、システム/サブシステムに拘らずご提案頂けると幸いです。
	リファレンスシステムをモデルベース化して、それを関連企業と共有・対話することで、システム要件・機能配分・技術要求の見直しの改善ループを回していく、といったことは考えていますでしょうか?	スピード感のある開発を実現する手段の一つとして、モデルベース化も検討しています。目標としているシステムは今後、極力関連企業と共有・見える化させていただき、透明性をもって進めていきたいと考えています。
		10月より共同研究契約手続きを開始し、研究期間は研究実施計画と共同研究契約の合意が取れた時点から最大1年間となります。期間を短くする事は問題ございません。 B 改訂

3	研究費について	
	質 問	回答
1	研究費用の増額は可能でしょうか。 例えば、試作費用、ソフト費用などを、研究費[500万円以下]とは別枠でご負担頂くことは可能でしょうか。	共同研究の募集区分の上限金額以上に研究費を増額することはできません。ステップアップ制度によって、例えばアイデア型から課題解決型へ研究を発展させて費用を増額することは可能です。  B 改訂

## 4.研究課題について

	質問	回答
1	研究課題No1, No.2: 課題概要からは「DfAM確立に向けたプロセスのアイデア提案」を募集していると理解しました。一方研究目標には試作、検証試験を含む「DfAMプロセスの確立」が設定されており、期間的にも予算的にも不足が懸念されます。どちらに近い提案を期待されていますでしょうか?	今回の研究提案募集では、解析等によって、DfAMプロセスの確立に向けたフィージビリティスタディに重点を置いたご提案をいただきたいと考えております。その後の試作・検証については、計画として示していただく形でも構いません。
2	研究課題No.1, No.2: 試作回数のMin化とありますが、実際に繰り返し造形して検証する必要はありますか?	研究課題No.1, No.2につきまして、検証や実証の計画立案までを対象とするよう改訂を行いました【資料1(A改訂)2021年8月4日改訂】 B改訂
3	研究課題No.1, No.2: DfAMでカバーしなくてはいけない範囲として、熱的、強度的な材料特性などの品質面も含まれるのでしょうか。また、記載の研究目標は全て網羅して対応する必要がありますでしょうか。	熱的・強度的な材料特性などの品質面が課題に含まれることを明記してはおりませんが、独自に課題を追加いただくことは歓迎致します。また、研究目標を全て網羅する必要はございません。ステップアップ制度を見据えて、共同研究終了時に未着手となった課題も含め今後の研究計画を整理頂けると幸いです。  B 改訂
4	研究課題No.1, No.2: 貴機構とのNDA締結のみで、設計情報の取得は可能でしょうか。その際に、今回対象の熱交換器の要求仕様(信頼性、熱交換性能、コスト等)はご開示いただけるのでしょうか。設計情報を有する宇宙輸送機製造メーカ殿とのNDA締結が必要な場合もあるのでしょうか。それとも、公知の範囲内の設計情報で対応可能でしょうか。	宇宙輸送機製造メーカが保有する設計情報につきましては、宇宙輸送機製造メーカを含めた NDAを締結することにより取得可能です。そのような情報の取得が必要となりました際はご相談いただければと存じます。  B 改訂
5	りますが、既に何らかの運用整備計画構築手法があり、それ に基づいて運用コンセプトの整理や課題の抽出をしていくと いうことでしょうか?或いは、研究の中で運用整備計画構築	既存の使い捨てロケットを対象とした運用計画はございますが、再使用向けの運用整備計画はまさに検討しているところです。本研究の中では上記状況を共有させて頂きつつ、他産業の整備運用計画で抱えている課題(手間が増えている点等)を共有して頂き、導入すべき整備の新技術は何か、新しいロケットに反映していくべ事項は何か検討していければと考えています。なお、試行とは運用整備計画のうち一部の運用整備(例えば、エンジンや着陸脚も

また、研究目標に「試行対象抽出と試行・課題整理」ともあしくは概念検討段階で設定すべき運用整備計画)に対し机上検討を行うことを想定しており

B改訂

りますが、ここでいう試行とはどのようなことを想定されてます。

いるのでしょうか?

5.	共同研究契約について	
	質問	回答
	RFP募集要項p.9、Step 5 共同研究契約等の締結・本採択において「役務契約等により作製・試験・評価等の作業を外注することは可能です。」との記載がございますが、	第三者への業務委託につきましては、共同研究開始時に個別に締結する共同研究契約書において約定致します。共同研究契約書の内容に従っていただきますようお願い致します。 【ご参考】共同研究契約書雛型 (業務の委託) 第34条 甲及び乙は、第2条に定める研究実施に必要な業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、速やかに相手方に通知しなければならない。 2 甲及び乙は、業務の一部を第三者に委託する場合は、本契約に定める自己の責任・義務について、受託者に遵守させるよう必要な措置をとるものとする。
2	2者以上で共同提案する場合には、共同研究契約書は3者間 以上での締結となりますか?	共同研究契約書は共同研究に参画する機関の皆様と締結させていただきます。従って、2者以上で共同提案いただいた場合は、ご理解のとおり弊機構を入れた3者間以上での締結となります。

6	知的財産等成果の取り扱いについて	
	質 問	回答
1		共同研究の過程で知財が生じた場合は、相手方に通知を行い帰属について協議します。企業と弊機構が共同で発明した知財は共同保有となり、持分については協議させていただきます。企業が単独で発明した知財は企業の単独保有となります。

7.	その他	
	質問	回答
1	本研究内容の社内共有、社外発表は可能でしょうか。	研究内容を貴社内で共有いただくことは問題ございません。貴社外への発表については、発表前に弊機構へ外部発表申請を提出いただくことで可能となります。 B 改訂
2	RFP募集要項 2項 2-8 費用分担、にございます「事務処理説明書」について開示いただけませんでしょうか。	「事務処理説明書」は公開しておりません。ご提案の採択後にお配りする予定です。 B 改訂